

# 離職等された方へ



## 『住居確保給付金』のお知らせ 常用就職を目指す方に、家賃を助成する制度です。

支給額	●次の金額を上限として、家賃の実費分について支給 1人世帯: 53,700円 2人世帯: 64,000円 3人以上の世帯: 69,800円～83,800円 (世帯人数によって変わりますので、詳しくはお問合せください) <b>※収入額により、支給が一部となる可能性があります</b>	支給方法	原則、貸主等への直接振り込み (代理納付)
支給期間	原則3ヶ月 (状況により最長9か月) ⇒就職活動を誠実に継続し、一定の要件を満たす場合3ヶ月ごとに延長可能	受給中の義務	①申請時のハローワークへの求職申込 ②常用就職を目指す就職活動を行う ③月に1回以上の自立相談支援機関との面談 ④月に2回以上のハローワークでの職業相談 ⑤週に1回以上の企業等への応募・面接の実施  <b>※詳細は裏面を参照ください</b>

### ●以下8つの要件すべてに当てはまる方が対象となります。

住居確保給付金の支給対象要件		添付書類									
①	離職等により経済的に困窮し、住宅喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること	① 本人確認書類	運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本などいずれか								
②	申請日において、離職・廃業の日から2年以内であること(離職時の雇用形態は不問)、または個人の責に帰すべき理由や都合によらないで収入が減収し、離職時と同程度の状況にあること	② A 離職関係書類 (2年以内に離職または廃業したことが確認できる書類の写し)	離職票、源泉徴収票、退職証明書、雇用保険受給資格者証、給与の振込みが途絶えた通帳およびWEB通帳等、廃業届などいずれか								
③	離職等の日において、主たる生計維持者であったこと(離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後、離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む)	② B 減収証明書類 (減収の方)	勤務表、営業縮小の通知文書、営業縮小のホームページ、事業の収支状況表、特例貸付等就労状況の減少がわかる書類(申立書でも代替可能)								
④	申請月の世帯収入合計額が基準額+家賃額以下であること <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 85%;">収入基準額(月收入)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>84,000円+申請者家賃額(上限53,700円) 以下</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>130,000円+申請者家賃額(上限64,000円) 以下</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>172,000円+申請者家賃額(上限69,800円) 以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分	収入基準額(月收入)	1人世帯	84,000円+申請者家賃額(上限53,700円) 以下	2人世帯	130,000円+申請者家賃額(上限64,000円) 以下	3人世帯	172,000円+申請者家賃額(上限69,800円) 以下	③ 収入関係書類 世帯全員分	申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し(給与明細書または通帳およびWEB通帳等) <b>※あれば直近3ヶ月の収入が分かるもの</b>
区分	収入基準額(月收入)										
1人世帯	84,000円+申請者家賃額(上限53,700円) 以下										
2人世帯	130,000円+申請者家賃額(上限64,000円) 以下										
3人世帯	172,000円+申請者家賃額(上限69,800円) 以下										
⑤	申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額の6ヶ月分以下であること <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 85%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>50.4万円以下</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>78万円以下</td> </tr> <tr> <td>3人世帯以上</td> <td>100万円以下</td> </tr> </tbody> </table> <b>※収入の種類、その他の世帯の基準額は裏面を参照ください!</b>	区分	金額	1人世帯	50.4万円以下	2人世帯	78万円以下	3人世帯以上	100万円以下	④ 預貯金関係書類 世帯全員分・存在する口座全て	申請者および、申請者と同一世帯に属する者の金融機関の通帳またはWEB通帳の写し <b>※直近3ヶ月以上の記帳を済ませたもの</b>
区分	金額										
1人世帯	50.4万円以下										
2人世帯	78万円以下										
3人世帯以上	100万円以下										
⑥	公共職業安定所に求職申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指す求職活動を行うこと	⑤ その他	●賃貸借契約書(最新のもの) ●ハローワーク受付票(離職の方)								
⑦	自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと	<b>★申請書とともに上記添付書類をご提出いただき、要件が合い受理となった場合に、必要な審査を経て、支給の可否が決定されます。</b>  <b>申請先</b> <b>【お問い合わせ先】</b>  <b>国立市役所</b> <b>福祉総務課 ふくふく窓口</b>  <b>「住居確保給付金」担当まで</b> <b>042-576-2111(内線275・292)</b>									
⑧	申請者及び申請者と同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと										

※4人世帯以上の基準額の計算は以下の通りです

世帯人数	家賃上限	+	基準額	=	収入基準額
4人	69,800	+	214,000	=	283,800
5人	69,800	+	255,000	=	324,800
6人	75,000	+	297,000	=	372,000
7人	83,800	+	334,000	=	417,800
8人	83,800	+	370,000	=	453,800
9人	83,800	+	407,000	=	490,800
10人	83,800	+	443,000	=	526,800

※算定する収入の範囲等

- ・給与収入
- ・事業収入(自営業)
- ・公的給付等(雇用保険の失業給付、児童手当等各種手当、公的年金、福祉手当等)
- ・親族からの仕送り

※受給中の義務(求職活動及び就労支援について)

(1)初回・延長・再延長中(1か月目～9か月目)の受給者の求職活動要件

イ)離職・廃業

- ①申請時の公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)への求職申込
- ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③月に1回以上の自立相談支援機関との面談等
- ④月に2回のハローワークにおける職業相談等
- ⑤週に1回以上の企業等への応募・面接の実施

ロ)休業・収入減少

- ①月に1回以上の自立相談支援機関との面談等
- ②申請・延長・再延長の際、休業等の状況について自立相談支援機関へ報告
- ③申請・延長・再延長決定時に、自立相談支援機関における面談を実施し、本人に応じた活動方針を決定する

※ご不明な点はお問合せください